

預かり保育について

【実施期間】 4月1日～翌年3月31日（月曜日から金曜日）
ただし、8月13日～8月15日、12月29日～1月4日の実施はありません。

【時間】 8時00分～8時30分、14時00分～18時00分
（長期休業期間は8時00分～18時00分）

【預かり保育料】 1時間100円

①通常
8時00分～8時30分の早朝時間（30分扱い）と14時00分～18時00分の1日の合計利用時間で計算

②長期休業期間
8時00分～18時00分の1日の合計利用時間で計算
※1時間未満の利用でも100円となります

（利用例）

通常

①8時00分～8時30分（30分）の利用

⇒1時間未満の利用でも100円となるため、利用料は100円。

②8時00分～8時30分（30分）と14時00分～15時30分（1時間30分）の利用

⇒30分+1時間30分=2時間となるため、利用料は200円。

長期休業期間

①8時00分～18時00分（10時間）の利用

⇒100円×10時間 利用料は1,000円

【預かり保育料の減額】 保育等を必要とする事由（園児と同居する65歳未満の者全員が、月64時間以上の就労、疾病・障害、妊娠・出産など）に該当する場合、「施設等利用給付認定」を受けることで、月毎に450円×利用日数が減額されます。
手続きについては、入園決定後ご案内します。

（利用例）

①同居する両親・祖父母のいずれかが65歳未満で月64時間未満で勤務する人がいる世帯

14時00分～18時00分（1日4時間）を月に15日利用

$100円 \times 4時間 \times 15日 = 6,000円$

②同居する両親・祖父母全員が月64時間以上の勤務または65歳以上の世帯（減額認定）

14時00分～18時00分（1日4時間）を月に15日利用

$100円 \times 4時間 \times 15日 - (450円 \times 15日) = -750円 \Rightarrow 0円$

※0円を下回る場合は、0円（無償）とします。

③同居する両親・祖父母全員が月64時間以上の勤務または65歳以上の世帯（減額認定）

夏休みに8時30分～18時00分まで（1日10時間）を月に15日利用

※30分利用は1時間として計算

$100円 \times 10時間 \times 15日 - (450円 \times 15日) = 8,250円$



【預かり保育に関するお問い合わせ】

太子町教育委員会こどもえがお課

TEL：079-277-1019